

「指定給水装置工事事業者制度」よくある質問

1 新規申請に関すること

1 - 1	申請書の事業の範囲には何を書けばよいですか。
-------	-------------------------------

法人の場合には定款・登記事項証明書の事業の目的のうち、給水装置工事に係る項目を記入してください。給水装置工事事業者を申請するためには、定款・登記事項証明書に該当する事業が記載されている必要があります。

個人の場合には行っている事業のうち、給水装置工事に関連する事業を記入してください。

2 変更申請に関すること

2 - 1	役員が10年以上前に変更となったが届出をしておらず、履歴事項証明書に過去の役員が表記されていないのですが。
-------	--

役員の変更となった日付を確認する必要がありますので、履歴事項証明書のほかに閉鎖事項証明書が必要となります。管轄の法務局がコンピュータ化する前の変更であれば、紙の閉鎖事項証明書を取得してください。

2 - 2	届出期間内（30日以内）に届出できなかった場合どうすればよいですか。
-------	---

遅延理由書（任意様式）を提出してください。理由書には次の事項を記載してください。

- ・神奈川県公営企業管理者 あて
- ・遅延した届出名
- ・提出年月日
- ・住所、氏名、代表者名
- ・遅延した理由

2 - 3	A支店からB支店に移転した場合の必要書類は何ですか。
-------	-----------------------------------

指定給水装置工事事業者の指定事項変更届出書を提出してください。

B支店の設置日がA支店の廃止日と期間が開いている場合等、連続性がない場合には、A支店での主任技術者の解任及びB支店での主任技術者の選任届が必要となります。

2 - 4	行政区画整理により住居表示が変わったのですが変更届は必要ですか。
-------	---

指定票の記載変更となりますので、指定事項変更届出書及び指定票を提出してください。

その際に、住居表示の変更が確認できるもの（通知書の写し等）を添付をお願いします。

3 主任技術者の選任・解任に関すること

3 - 3	A事業所で主任技術者の追加、B事業所で主任技術者の減員があったのですが、届出はどのようにすればよいですか。
-------	--

事業所ごとに主任技術者の選任・解任届を提出する必要があります。この場合A事業所における選任の届出及びB事業所における解任の届出の2つが必要となります。

3 - 4	複数の事業所に同一の主任技術者を選任したいのですが可能ですか。
-------	--

原則として、複数の事業所で同一の主任技術者を選任することはできませんが、兼任しても職務に支障がなければ選任することが可能です。兼任可能かどうかの判断は申請者が行います。

4 指定更新制度に関すること

4 - 1	当初の登録から役員が変更となっているのですが変更届は必要ですか。
-------	---

変更手続きを併せて行ってください。
変更のあった日から30日を経過している場合には、遅延理由書も併せて提出してください。(No.2-2)

4 - 2	申請書を無くしてしまったのですがどこでもらえますか。
-------	-----------------------------------

県営水道ホームページからダウンロード可能です。
また、水道施設課及び県営水道営業所で配布しています。

4 - 3	給水装置工事事業者指定票は現在業務上必要なので、提出できないのですが。
-------	--

指定の更新が完了しましたら連絡しますので、その際に郵送でご提出ください。到着確認後、引換えに新指定票を送付します。直接持参いただいてもかまいません。旧指定票と引換えに新指定票を交付します。

4 - 4	給水装置工事事業者指定票を無くしてしまったのですがどのようにすればよいですか。
-------	--

紛失理由書をご提出ください。
様式は任意ですが、理由書には次の事項を記載してください。
・神奈川県公営企業管理者 あて
・記入年月日
・住所、氏名、代表者名

4 - 5	更新に関する案内書が届かないのですがどうすればよいですか。
-------	--------------------------------------

現在、指定番号が1652番まで（有効期間令和3年9月29日）の事業者に更新案内通知書をお送りしています。
通知書が届いていない場合には当課までご連絡ください。
上記以降の指定番号の事業者には有効期間が満了する半年～1年程度前に更新案内の通知をお送りいたします。

5 確認調査票について

5 - 1	研修会を受けたか分からないのですがいつ実施していますか。
-------	-------------------------------------

3年に一度、県内他水道事業者と合同で日本水道協会神奈川県支部として研修会を開催しています。（平成27年、30年、令和3年に実施）

5 - 2	研修会の受講証が見当たらないのですがどうすればよいですか。
-------	--------------------------------------

令和元年度に海老名で実施しているのは説明会ですので、調査票に記載すべき講習会には該当しません。
上記以外に講習会を受講している場合は、受講日もしくは受講した会場がわかれば記載してください。

5 - 3	修繕対応可能箇所の「埋設部」とはどこのことですか。
-------	----------------------------------

基本的に配水管から水道メーターです。

5 - 4	給水装置工事主任技術者は講習/研修を受けてなければ指定更新はできないのですか。
-------	--

更新要件ではないため、講習会等を受けなければならないということではありません。ただし、指定給水装置工事事業者は水道法施行規則第三十六条において、給水装置工事事業者は「研修の機会を確保するよう努めること。」とされていますので、研修の機会を確保するよう努めてください。

5 - 5	適切に作業を行うことができる技能を有する者はどのようなものですか。有資格者でなくてはならないですか。
-------	---

技能を有する者の調査ですので、資格を保有していなくても、経験があれば記入してください。

5 - 6	適切に作業を行うことができる技能を有する者は、自社の社員等、雇用関係にあるものでなくてはならないですか。
-------	---

雇用関係以外に、下請け等も含み、過去1年以内に給水装置工事に主に従事した者の氏名を記入してください。

5 - 7	適切に作業を行うことができる技能を有する者の資格とは、どのようなものがありますか。
-------	--

神奈川県職業能力開発協会が実施する技能検定や、給水工事技術振興財団が実施する配管技能の検定会に合格することで得られる資格等があります。詳しくは各団体にお問い合わせください。

5 - 8	主任技術者の研修の受講証を無くしてしまったのですがどうすればよいですか。
-------	---

研修の開催機関（受講証の発行機関）にお問い合わせください。

5 - 9	配管技能士とはどのような資格ですか。
-------	---------------------------

配管技能士は、配管に関する技能を認定する国家資格です。都道府県職業能力開発協会が実施する試験は学科と実技からなり、建築配管作業とプラント配管作業に区分されています。1～3級まであります。

5 - 10	一般のお客様からの仕事は受け付けていないのですが、回答の必要はありますか。どのように回答すればよいですか。
--------	--

2の（4）その他欄に「一般のお客様の依頼は承っていない」旨ご記入ください。

6 その他

6 - 1	指定票を郵送してもらえますか。
-------	------------------------

原則として窓口での交付となりますが、返信用封筒をご用意頂ければ郵送いたします。

6 - 2	役員の変更届と主任技術者の選任届の両方の提出が遅れてしまったのですが、遅延理由書はそれぞれ必要ですか。
-------	--

基本的には届出毎に作成して頂くものですが、遅延理由書をまとめて記載して頂くことも可能です。

6 - 3	定款の更新をしていないので、登記事項証明書と記載が異なる部分があるのですがどうすればよいですか。
-------	---

登記事項の変更をした際の会社の総会等の議事録の写しを提出してください。議事録がない場合には、登記事項が現況と相違ないか確認をさせていただきます。

6 - 4

提出する登記事項証明書は登記情報提供サービス照会番号に代えてもよいですか。

登記情報サービスの照会番号では受付できません。登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を取得して頂くようにお願いします。